

みなべ町地域防災計画

(令和3年度修正)

令和4年3月

みなべ町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 総 則	1
第1項 計画の目的.....	1
第2項 計画の性格.....	1
第3項 計画の修正.....	2
第4項 用 語	2
第2節 みなべ町の概要	4
第1項 町の沿革	4
第2項 自然条件	4
第3項 社会条件	6
第4項 既往の各種災害被害状況.....	8
第3節 風水害等による災害の想定.....	14
第4節 県の地震・津波被害想定.....	15
第1項 地震被害想定（平成18年5月）	15
第2項 地震被害想定（平成26年10月）	21
第3項 津波浸水想定結果.....	34
第4項 津波災害警戒区域.....	41
第5節 防災行政の基本方針.....	42
第1項 防災ビジョン	42
第2項 基本方針	42
第6節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱.....	43
第1項 実施責任	43
第2項 処理すべき事務または業務の大綱.....	44
第7節 町民・事業者の役割.....	51
第1項 町 民	51
第2項 事業者	51

第2章 災害予防計画

災害予防計画の構成	53
■ 災害予防に関する事務分掌 ■	54
第1節 水害防止計画	57
第1項 河川防災計画.....	57
第2項 ため池防災計画.....	58
第2節 土砂災害予防計画.....	59
第1項 砂防防災計画.....	59
第2項 山地防災計画.....	60
第3項 地すべり防止計画.....	60
第4項 急傾斜地崩壊防止計画	61
第5項 警戒避難体制の整備	61
第6項 孤立等防止対策.....	63
第3節 海岸防災計画	64
第1項 高潮、波浪等からの防護	64
第2項 海岸環境の整備と保全	64
第3項 公衆の適切な利用	65
第4節 津波予防計画	66
第5節 漁港・漁村防災計画.....	70
第6節 道路防災計画	72
第7節 火災予防計画	75
第8節 地震防災施設緊急整備計画	81
第9節 都市防災化計画	83
第10節 建造物災害予防計画	85
第11節 宅地災害予防計画	88
第12節 文化財災害予防計画	90
第13節 危険物等災害予防計画	92
第1項 危険物災害予防計画	92
第2項 火薬類災害予防計画	93
第3項 高圧ガス災害予防計画	94
第4項 毒物劇物災害予防計画	94
第5項 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画	94
第6項 有害物質流出等災害予防計画	95
第14節 公共的施設災害予防計画	97
第1項 上水道施設災害予防計画	97
第2項 下水道施設災害予防計画	98
第3項 公衆電気通信施設災害予防計画	99

第 4 項	電力施設災害予防計画	105
第 5 項	鉄道施設災害予防計画	115
第 15 節	農林水産関係災害予防計画.....	116
第 1 項	農林関係災害予防計画	116
第 2 項	水産関係災害予防計画	118
第 16 節	気象・地震観測施設整備計画.....	119
第 17 節	防災救助施設等整備計画	120
第 1 項	消防施設整備計画.....	120
第 2 項	水防施設等整備計画	121
第 3 項	避難収容体制整備計画	122
第 4 項	救助物資等備蓄計画	127
第 5 項	防災拠点施設整備計画	130
第 18 節	情報収集伝達体制整備計画.....	131
第 1 項	防災行政無線整備計画	131
第 2 項	みなべ町発令判断支援システム活用整備計画	131
第 3 項	その他情報収集・伝達システムの活用	132
第 4 項	放射性物質対策実施体制の整備	132
第 5 項	罹災証明発行体制等の整備	133
第 6 項	町民等への情報提供体制の整備	133
第 19 節	防災訓練計画	134
第 20 節	防災知識普及計画	137
第 21 節	自主防災組織整備計画	142
第 22 節	災害時救急医療体制確保計画.....	146
第 23 節	防疫・清掃体制整備計画	149
第 24 節	要配慮者対策計画	151
第 25 節	ボランティア活動環境整備計画	159
第 26 節	文教対策計画	161
第 27 節	業務継続計画等の策定	163
第 28 節	津波から「逃げ切る！」支援対策プログラム	165

第3章 災害応急対策計画 第1編 風水害編

第1節 防災組織計画	169
第1項 組織計画	169
第2項 動員計画	181
第2節 情報計画	184
第1項 気象警報等の伝達計画	184
第2項 被害情報等の収集計画	195
第3項 災害通信計画	203
第4項 災害広報計画	209
第3節 消防計画	214
第4節 水防計画	217
第5節 罹災者の救助保護計画	225
第1項 災害救助法の適用計画	225
第2項 被災者生活再建支援法の適用計画	227
第3項 避難計画	231
第4項 災害警備計画	243
第5項 食糧供給計画	244
第6項 給水計画	247
第7項 物資供給計画	250
第8項 住宅・宅地対策計画	252
第9項 医療助産計画	260
第10項 救出計画	264
第11項 障害物除去計画	265
第12項 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画	266
第13項 遺体の搜索・収容計画	267
第14項 災害義援金品配分計画	271
第15項 その他の罹災保護計画	273
第6節 保健衛生計画	276
第1項 防疫計画	276
第2項 清掃計画	278
第3項 食品衛生計画	282
第4項 その他の保健活動	283
第5項 動物保護管理計画	284
第7節 公共土木施設等応急対策計画	285
第8節 農林水産関係災害応急対策計画	287
第1項 農林関係災害応急対策計画	287
第2項 水産関係災害応急対策計画	288

第9節	事故災害応急対策計画	290
第1項	海上災害応急対策計画	290
第2項	鉄道施設災害応急対策計画	293
第3項	道路災害応急対策計画	295
第10節	林野火災応急対策計画	297
第11節	危険物等災害応急対策計画	300
第1項	危険物施設災害応急対策計画	300
第2項	火薬類災害応急対策計画	302
第3項	高圧ガス災害応急対策計画	303
第4項	毒物劇物災害応急対策計画	305
第5項	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画	305
第6項	放射性物質事故応急対策計画	306
第7項	有害物質漏洩等応急対策計画	307
第12節	公共的施設災害応急対策計画	309
第1項	上水道施設災害応急対策計画	309
第2項	下水道施設災害応急対策計画	310
第3項	公衆電気通信施設災害応急対策計画	311
第4項	電力施設災害応急対策計画	311
第5項	その他の公共的施設災害応急対策計画	312
第13節	文教対策計画	313
第1項	小・中学校関係計画	313
第2項	学校給食関係の計画	315
第3項	公立社会教育施設関係計画	316
第4項	認定こども園・保育所の応急対策計画	317
第5項	学用品支給計画	318
第14節	災害対策要員計画	320
第1項	ボランティア受け入れ計画	320
第2項	労働者の確保計画	322
第15節	道路交通輸送計画	325
第1項	道路交通の応急対策計画	325
第2項	輸送計画	332
第16節	自衛隊派遣要請等の計画	335
第17節	県防災ヘリコプター活用計画	340
第18節	応援協力関連計画	342
第1項	相互応援計画	342
第2項	緊急消防援助隊応援要請計画	344
第3項	広域一時滞在対策に係る応援協力要請	346
第19節	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	348

第3章 災害応急対策計画 第2編 地震・津波災害編

第1節 防災組織計画	349
第1項 組織計画	349
第2項 動員計画	361
第3項 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	364
第2節 情報計画	365
第1項 津波予報等の伝達計画	365
第2項 被害情報等の収集計画	377
第3項 災害通信計画	383
第4項 災害広報計画	389
第3節 地震消防計画	394
第4節 水防計画	397
第5節 罹災者の救助保護計画	403
第1項 災害救助法の適用計画	403
第2項 被災者生活再建支援法の適用計画	405
第3項 避難計画	409
第4項 災害警備計画	422
第5項 食糧供給計画	422
第6項 給水計画	425
第7項 物資供給計画	428
第8項 住宅・宅地対策計画	431
第9項 医療助産計画	439
第10項 救出計画	443
第11項 障害物除去計画	445
第12項 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画	446
第13項 遺体の搜索・収容計画	447
第14項 災害義援金品配分計画	451
第15項 その他の罹災保護計画	453
第6節 保健衛生計画	455
第1項 防疫計画	455
第2項 清掃計画	457
第3項 食品衛生計画	461
第4項 その他の保健活動	462
第5項 動物保護管理計画	463
第7節 公共土木施設等応急対策計画	464
第8節 農林水産関係災害応急対策計画	466
第1項 農林関係災害応急対策計画	466

第 2 項 水産関係災害応急対策計画	467
第 9 節 事故災害応急対策計画	469
第 1 項 海上災害応急対策計画	469
第 2 項 鉄道施設災害応急対策計画	472
第 3 項 道路災害応急対策計画	474
第 10 節 林野火災応急対策計画	476
第 11 節 危険物等災害応急対策計画	479
第 1 項 危険物施設災害応急対策計画	479
第 2 項 火薬類災害応急対策計画	481
第 3 項 高圧ガス災害応急対策計画	482
第 4 項 毒物劇物災害応急対策計画	484
第 5 項 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画	484
第 6 項 放射性物質事故応急対策計画	485
第 7 項 有害物質漏洩等応急対策計画	486
第 12 節 公共的施設災害応急対策計画	488
第 1 項 上水道施設災害応急対策計画	488
第 2 項 下水道施設災害応急対策計画	489
第 3 項 公衆電気通信施設災害応急対策計画	490
第 4 項 電力施設災害応急対策計画	491
第 5 項 その他の公共的施設災害応急対策計画	491
第 13 節 文教対策計画	492
第 1 項 小・中学校関係計画	492
第 2 項 学校給食関係の計画	494
第 3 項 公立社会教育施設関係計画	495
第 4 項 認定こども園・保育所の応急対策計画	496
第 5 項 学用品支給計画	497
第 14 節 震災対策要員計画	499
第 1 項 ボランティア受け入れ計画	499
第 2 項 労働者の確保計画	501
第 15 節 道路交通輸送計画	504
第 1 項 道路交通の応急対策計画	504
第 2 項 輸送計画	511
第 16 節 自衛隊派遣要請等の計画	514
第 17 節 県防災ヘリコプター活用計画	519
第 18 節 応援協力関連計画	521
第 1 項 相互応援計画	521
第 2 項 緊急消防援助隊応援要請計画	523
第 3 項 広域一時滞在対策に係る応援協力要請	525

第19節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定527

第3章 災害応急対策計画 第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1節 総 則	529
第1項 推進計画の目的	529
第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	529
第2節 関係者との連携協力の確保	537
第1項 資機材、人員等の配備手配	537
第2項 他機関に対する応援要請	538
第3項 帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）への対応	539
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	540
第1項 津波からの防護	540
第2項 津波に関する情報の伝達等	541
第3項 避難対策等	543
第4項 消防機関等の活動	546
第5項 ライフライン等	547
第6項 交通対策	549
第7項 町が管理等を行う施設等に関する対策	551
第8項 迅速な救助	552
第4節 南海トラフ地震情報の発表	554
第1項 南海トラフ地震臨時情報	554
第2項 情報発表までの流れ	557
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	558
第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	558
第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	558
第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	564
第4項 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の町の対応	565
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	566
第7節 防災訓練計画	570
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	571
第9節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	573

第4章 災害復旧・災害復興計画

第1節 災害復旧事業計画.....	575
第1項 施設災害復旧事業計画.....	575
第2項 災害復旧対策.....	576
第2節 災害復旧資金計画.....	580
第3節 罷災証明書発行計画.....	582
第4節 被災者への雇用対策.....	585
第5節 災害復興計画	586
第1項 災害復興方針及び計画の策定	586
第2項 都市復興計画策定までの流れ	586
第3項 災害復興事業の実施	588